資料１

第３次　八女市教育大綱

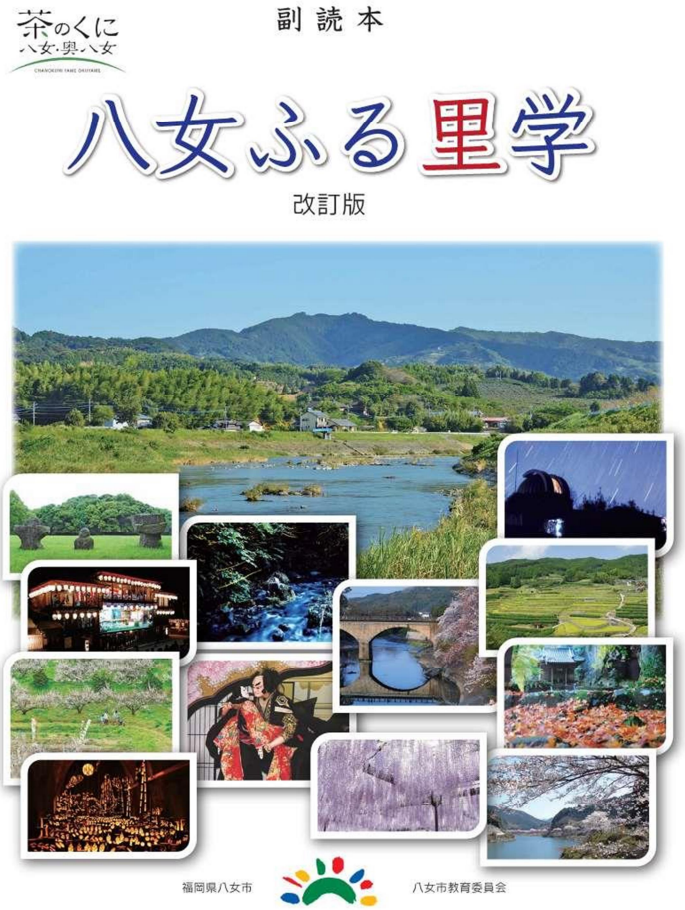

【八女ふる里学】

八女ふる里学は、八女の自然、歴史、産業、まつり、郷土の先人などに関する学習を深めるための副読本として平成２７年３月に作成、令和３年３月及び令和８年３月に改訂しました。

市立の全小学校及び義務教育学校（前期課程）にてこれを教材として使用し、八女のよさを見つけ、ふる里八女に対する誇りと愛情を育むことを目的とする授業を実施しています。

令和８年３月

八　女　市

－　目　次－

１．はじめに　・・・・・1

２．教育大綱の位置づけ　・・・・・2

３．教育大綱の実施期間　・・・・・2

４．基本目標　・・・・・3
（１）市総合計画の将来都市像
（２）教育の基本目標

５．重点課題
（１）学校教育・人権教育
〇市内の小・中・義務教育学校において、子ども達の生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む　・・・・・4

（２）生涯学習・平和
〇市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重する　・・・・・6

（３）歴史・文化
〇市民が文化や芸術に親しみ、生活に潤いと豊かさが満ちた地域社会にする　・・・・・7

（４）スポーツ
〇市民が日頃からスポーツに参加し、心身ともに健康に生活できる　・・・・・8

１．はじめに

平成２７年４月１日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。このなかで、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針について、「教育大綱」として策定することが規定されました。また、同法では「教育大綱」の策定にあたっては、地方公共団体の長が設置する「総合教育会議」にて協議することとされています。

本市におきましても、市長、教育長及び教育委員で構成する「八女市総合教育会議」において協議、調整を進め、令和３年に「第２次八女市教育大綱」を策定しました。「第５次八女市総合計画」を基本とする本大綱及び主な施策・事業を具体的に定めた「教育施策要綱」により取組を進めてきました。

この度、八女市教育大綱の基本となる「第５次八女市総合計画」が５年間の前期基本計画の期間満了により、後期基本計画を策定しました。総合計画との整合性を図るため、令和８年度から５年間を実施期間とする「第３次八女市教育大綱」を策定するものです。

総合計画では、将来都市像を「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ　安心と成長のまち　八女」としており、教育分野においては「ふるさとを愛する人づくり」を基本目標に掲げております。

「第３次八女市教育大綱」においても、総合計画に基づき、家庭・地域・学校が連携し、次世代を担う子どもたちの自尊感情や生まれ育った地域への郷土愛を育み、子どもから大人まで一人ひとりの市民が生涯にわたって活躍できる施策を展開するために、この大綱を策定します。

令和８年３月

八女市長　　簑　原　悠太朗

２．教育大綱の位置づけ

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に規定される本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

また、この大綱は、「国の教育振興基本計画」を参酌し、「第５次八女市総合計画」の基本政策を踏まえて策定し、「ふるさとを愛する人づくり」を教育分野の基本目標に、本市の教育課題に効果的かつ重点的に取り組むことをめざすこととします。

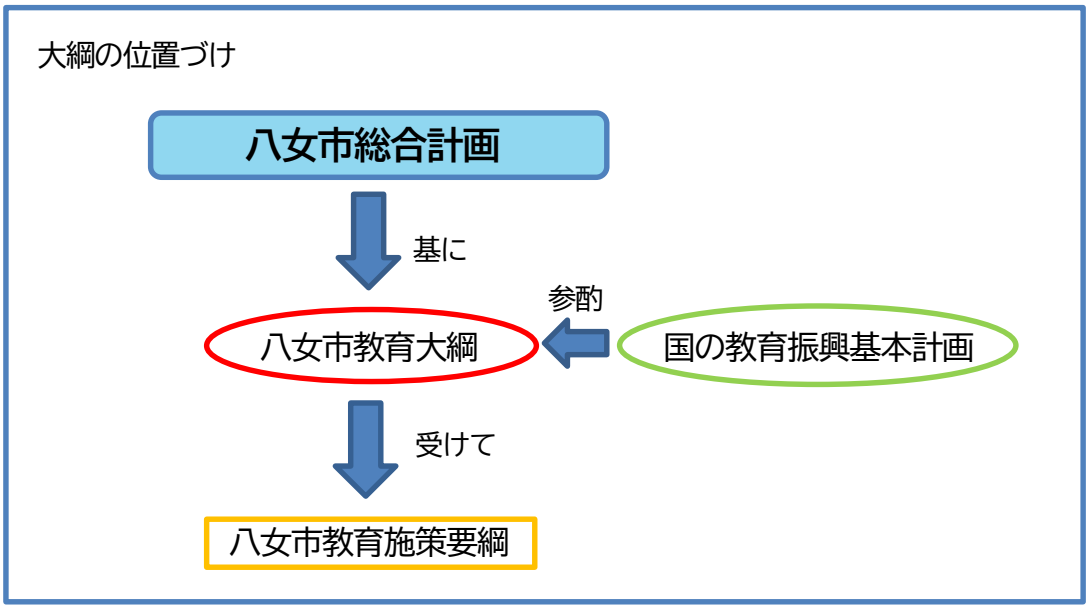

３．教育大綱の実施期間

この大綱は、市の最上位計画である「第５次八女市総合計画」の後期基本計画の期間に合わせて、令和８年度（２０２６年度）から令和１２年度（２０３０年度）までの５年間を対象期間とします。ただし、国県及び社会情勢の動向等を踏まえ、状況に応じ適宜見直していくものとします。

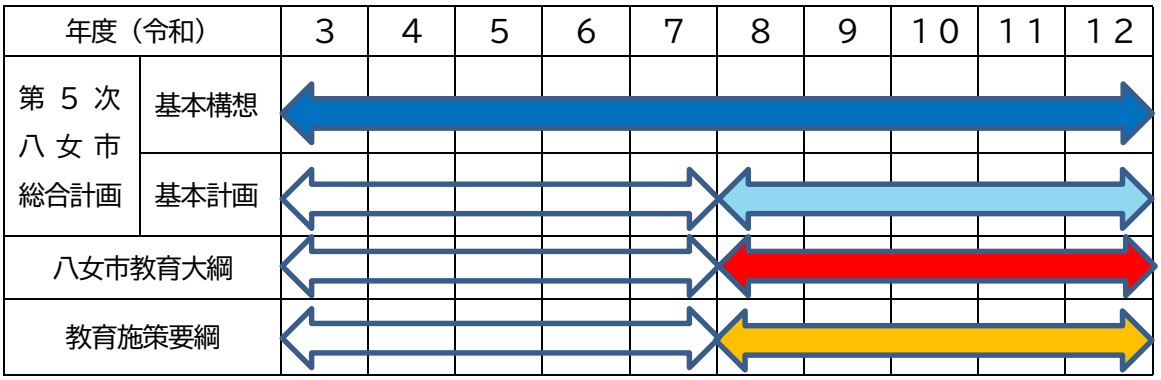

４．基本目標

（１）市総合計画の将来都市像

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ　安心と成長のまち　八女

（２）教育の基本目標

ふるさとを愛する人づくり

学校教育・人権教育
市内の小・中・義務教育学校において、子ども達の生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む

生涯学習・平和
市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重する

歴史・文化
市民が文化や芸術に親しみ、生活に潤いと豊かさが満ちた地域社会にする

スポーツ
市民が日頃からスポーツに参加し、心身ともに健康に生活できる

【教育の基本目標と関連する SDGｓ（持続可能な開発目標）のゴール（目標）】

５．重点課題

（１）市内の小・中・義務教育学校において、子ども達の生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む

基本事項１

・心と体の健康づくりの推進

子どもたちの心の問題がより複雑化・深刻化しており、専門的なケアが必要です。児童生徒の心と体の健康を確保するために、ＳＣ（スクールカウンセラー）やＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）と連携しながら、教育相談活動の充実を図ります。

不登校児童生徒への支援については、関係機関との連携を強化することで学校復帰を支援したり、社会とのつながりを維持するための居場所づくりに努めるとともに、学びの多様化学校を設置し、一人ひとりの状況に応じた柔軟な学びの場を提供します。

また、食育の推進や、安全・安心で魅力ある給食の充実を図ることで、児童生徒の健やかな体の育成に取り組みます。

基本事項２

・学力の向上

変化の激しい社会を生きる力を育み、地域を担う人材を育てることは大切な未来投資です。確かな学力の向上のために、主体性を育む教育、連続した学びを実現する小中一貫教育の充実を図ります。

また、郷土愛を育むために、八女市の良さ、素晴らしさについて、発達段階や指導内容に応じた学習の充実に努めます。

基本事項３

・教育環境の整備・充実

学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備に努めるとともに、安全性・防犯性・衛生的な環境を整え、誰もが安心・安全に利用できる施設整備に取り組みます。特に、近年の猛暑対策や災害時の避難所としての機能強化のための整備を計画的に進めます。

また、児童生徒の安全な通学路の確保のため 危険個所の改善やスクールバスの運行などの教育環境の整備・充実に取り組みます。

さらに、各学校の特色化を推進することにより、児童生徒や保護者から「選ばれる学校づくり」を進め、魅力ある教育環境を構築します。

基本事項４

・人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育む教育活動の推進

　様々な人権課題の解決と一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のために、人権尊重精神育成のための人権教育の推進が求められています。そのため、児童生徒の人権に関する知的理解の深化と、人権感覚育成に向け、人権学習指導資料の見直しや作成とそれを用いた各学校での授業実施を促します。また、教職員研修及び児童生徒を対象とした人権学習へ人権・同和教育指導主事の派遣を行います。

　併せて、八女市人権・同和教育研究協議会学校教育部会と連携し、学習会充実のための支援に努めます。

基本事項５

・人権尊重の視点に立った学校づくりの推進

　児童生徒の人権尊重精神が育成されるためには、一人ひとりが大切にされていることを実感できる学校であることが重要です。

　そのため、学校における人権・同和教育の取り組みが、校長のリーダーシップの下、人権・同和教育担当者が人権・同和教育推進の中心的役割を担い、組織的・計画的に推進されることが大切です。

　なかでも児童生徒が多くの時間を過ごすそれぞれの学級が、自他の良さを認め合える人間関係づくりが出来る場であることが求められます。

　各学校における人権・同和教育の目標が達成されるよう、人権尊重の視点に立った学校づくりや教職員研修の充実に向けた支援を行います。

（２）市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重する

基本事項１

・学習機会の充実

人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍など様々な要因により市民を取り巻く環境がより多様化、複雑化しています。人生１００年時代と言われる超長寿社会を迎える中で、社会の変化や地域の実態に対応した生涯学習の機会を提供するとともに、学びの成果を生かせるしくみづくりを推進します。

基本事項２

・家庭・地域・学校の連携と地域の教育力の向上

幅広い住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指す、地域学校協働活動事業を推進します。

基本事項３

・読書活動の推進

図書館ボランティアを通じた市民との協働により、市民に親しまれる図書館づくりを推進します。また、子どもの読書活動を推進するため、本との出会いの場を提供し、読書習慣の育成に努めます。

生涯学習の拠点として、市民のニーズに応じた資料や情報を計画的かつ積極的に収集・提供し、親しみやすく利用しやすい図書館づくりを行います。また、より利用しやすい図書館を目指し、ソフト面の機能拡充を推進します。

基本事項４

・青少年の健全育成・体験活動の推進

子どもを取り巻く環境は、少子化、デジタル化、グローバル化など大きく変化しています。子どもたちが自主性、社会性を身につけ、社会の一員として成長するために、有効な自然体験、社会体験等の様々な活動プログラムの提供・充実に取り組みます。

基本事項５

・平和意識の普及・高揚

平和は安心して生活していくための大前提であり、「平和の火」を灯し続ける八女市として、平和の大切さと戦争の非人道性を次世代に伝え、市民の平和意識の高揚を図ります。

（３）市民が文化や芸術に親しみ、生活に潤いと豊かさが満ちた地域社会にする

基本事項１

・文化や芸術への参加・鑑賞の推進

異なる文化的背景や多様な興味、生活環境を持つ市民が共存する現代社会において、多様なニーズに応じた文化芸術の振興が課題となっています。市民会館や美術館などの文化施設だけでなく地域のあらゆる場所で、市民が気軽に文化や芸術に親しめる機会の充実に努めます。

基本事項２

・子どもが文化や芸術に触れる機会の充実

次世代を担う子どもたちが分け隔てなく文化や芸術を享受できるように、身近に鑑賞・体験できる機会の充実を図ります。子どもを対象にした事業を積極的に展開し、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育てることを推進します。

基本事項３

・地域の伝統文化の保存・継承

地域の伝統文化は、近年の急速な社会構造の変化や、伝統を担う人々の高齢化により、その歴史的な資源を次世代に継承することが課題となっています。無形民俗文化財の記録・保存と継承のための取組みの推進を図っていきます。

基本事項４

・観光振興や地域振興等につなげる取組みの推進

古代からの歴史的遺産や、それらを礎に育まれてきた八女ゆかりの文化・芸術を幅広く活かした魅力発信事業や鑑賞機会を充実させます。これらの活動を通じて、市民がふるさとへの誇りと愛着を深め、その「文化の力」を教育の場から観光や地域振興等に繋げます。

基本事項５

・文化財の保存活用の推進

埋蔵文化財等の適切な集積・保存体制を確立し、郷土の歩みを次世代へ正しく継承するための基盤を整えます。「磐井の戦い 1500 年記念事業」をはじめとして、本物の資料から八女の歴史を深く知るさまざまな学習の場を通じて、専門的な展示や教育活動を充実させます 。

（４）市民が日頃からスポーツに参加し、心身ともに健康に生活できる

基本事項１

・スポーツ人口の増加

スポーツや健康づくりへの取り組みは、体力向上のみならず、豊かな精神を育みます。

本市は平成２８年５月に「スポーツ・健康づくり都市」を宣言しており、今後も健康寿命の延伸を目指し、市民の健康意識を高め、積極的にスポーツに親しむ層を拡大する取り組みを推進します。

また、経験、年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに触れられる機会を確保するため、多様なニーズ（初心者、高齢者、パラスポーツ等）に応じた教室やイベントの企画・開催に取り組みます。

基本事項２

・スポーツイベントによる交流人口の拡大

スポーツを介した市内外の交流は、競技への関心を高める重要な契機となります。スポーツイベントの開催や合宿誘致を積極的に行い、交流人口を拡大させるとともに、地域経済への波及効果を図ります。

基本事項３

・スポーツ施設の充実と適正配置

「八女市体育施設等管理計画」に基づき、老朽化した主要施設を計画的に改修・整備します。 施設の適正配置に努めることで、安全性と快適な利用環境を維持・向上させます。

基本事項４

・スポーツ指導者の育成の推進

総合型地域スポーツクラブや八女市体育協会等と連携し、地域スポーツを支える指導者の育成に取り組みます。

また、少子化に伴う部活動の維持や教員の負担軽減といった課題に対応するため、国のガイドラインを踏まえた「部活動の地域展開」を推進し、受け皿となる地域団体の整備・支援とともに、質の高い指導者の確保・育成に努めます。

八女市公式イメージキャラクター

みどり　ちゃん

八女市教育大綱（令和８年度～令和１２年度）

令和８年３月

発行：八女市
〒834-0085　福岡県八女市本町６４７番地
電話：0943-23-1111
FAX：0943-24-2186

資料２

八女市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年3月

八女市教育委員会

目　次

１ 計画の趣旨・現状　・・ ２
（１） 本計画の趣旨
（２） 八女市の現状

２　目標
（１） 時間外在校等時間に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
（２） ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

３ 計画の期間　・・ ４

４ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

５ 関連する取り組み、今後のフォローアップについて　・・・・・・・・・・・・・ ７

Ⅰ 計画の趣旨・現状

（1） 本計画の趣旨

本計画は、「教職員の働き方改革」を、より一層推進するために策定するものであり、「教職員の働き方改革」を実現し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを持って働くこと、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として策定するものである。

（2） 八女市の現状

令和6年度 八女市立学校教職員 時間外在校等時間の集計

平均時間数 （単位：時間）

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	39.45	37.57	34.34	26.57	7.55	34.43	39.2	32.12	25.09	27.56	30.1	30.18
中学校	49.29	47.26	46.22	37.44	16.46	44.38	47.23	41.44	29.5	32.1	32.11	33.37
義務教育学校	46.12	49.22	43.6	34.16	13.15	41.4	43	35.51	29.41	34.4	31.25	38.24
全体	43.44	42.21	39.33	31.27	11.34	38.53	42.32	35.54	27.15	30.04	31	32.15

長時間勤務者 年360時間超の割合（単位：%）

令和6年度	
小学校	51.1
中学校	62.8
義務教育学校	63
全体	56.3

時間外在校等時間年平均（単位：時間）

令和6年度	
小学校	30.35
中学校	38.07
義務教育学校	36.62
全体	33.69

長時間勤務者 月45時間超の割合（単位：%）

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	44.5	41.2	31.7	5.7	0	29	41.3	23.4	9.7	15	21	18.6
中学校	56.4	49.4	50	33.7	3.2	47.9	54.1	43.7	19.7	21.7	23.2	25.8
義務教育学校	50	54.5	42.4	24.9	2.3	43.2	43.2	27.3	15.9	25.6	18.6	30.3
全体	49.2	45.1	39.1	20.4	1.3	37.1	45.7	30.7	13.8	18.3	21.5	22.2

長時間勤務者 月80時間超の割合（単位：%）

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	1.6	0.8	0.8	0	0	1.2	2.8	0.8	0	0.4	0.4	0.4
中学校	15.4	12.2	8.9	3.1	0	7	10.7	5.7	1.3	1.3	3.1	1.9
義務教育学校	6.8	9	4.4	4.4	0	4.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	4.7
全体	6.9	5.5	3.9	1.5	0	3.6	5.3	2.5	0.7	0.9	1.5	1.3

教職員の長時間勤務の改善については、これまでも勤務時間の適正な把握や定時退校日の推進、学校閉庁日の設定、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を意識した取組などにより改善を図ってきた。

これまでの取り組みの結果、八女市における教育職員の時間外在校等時間の状況については、令和6年度は前頁のとおりであった。時間外在校等時間の年間平均は、月45時間以内に収まっているものの、教育職員の半数以上が年間合計360時間を超えている。また、月80時間超の時間外在校等時間の解消にも至っていない。教材研究・教材準備、生徒指導や家庭訪問等児童生徒の問題行動への対応、進路指導、部活動指導、病休を取得した同僚の分掌を手分けするなど、多岐にわたる業務の負担が大きくなっており、これらの業務の効率化や簡素化をはじめとする負担軽減を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2　目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通り。

（1） 時間外在校等時間に関する目標

・1ヶ月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を100%にする

・1 年間における 1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

・時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員をなくす

・1 年間における時間外在校等時間 360 時間を超える教育職員をなくす

（2） ワークライフバランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和 6 年度の数値】

・年間の年次休暇の平均取得日数を15日以上にする 【14日】

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる 【14%】

・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす
見取りの指標としてストレスチェック分析レポートにおける「働きがい」の項目を全国平均値以上にする【全国平均2.6 八女市教育職員3.2】

３ 計画の期間

令和８年度から令和 12 年度までの５年間とする

・「第５次八女市総合計画」の後期基本計画期間や、総合計画に連動した「教育振興基本計画」策定サイクルに、業務量管理計画を合わせることで、市全体の重点施策や予算編成と足並みを揃える

・「１年間における１ヶ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする」目標については政府目標に合わせ令和 11 年度までに達成を目指す

４ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

〇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。PTA や交通安全協会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

〇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

・ 放課後から夜間における見回りについては、学校警察連絡協議会や PTA と協議し、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

〇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

〇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・ 学校事務体制の強化のため、共同学校事務室を継続する。

〇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において外部委託を継続し課題については改善を図る。

〇校内清掃（「3分類」⑫関係）

・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化による負担軽減を促進する。

〇部活動（「3分類」⑬関係）

・ 令和 11 年度までに、原則全ての部活動の地域展開を実現する。移行期間には拠点校化を経て随時地域クラブへの転換を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

〇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

〇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議や研修会への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。（全ての生徒指導関係の校内会議や研修会参加を原則とする）

・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を教育委員会が紹介・奨励し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制構築を支援する。

・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、授業可能時数が標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

・SKYMENU の積極的活用や会議・アンケートのペーパーレス化を図るなどデジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、八女市平均307ポイントから福岡県平均 391 ポイントと同程度にする。

・勤務時間外の留守番電話機能が市内全校に設置されていることをHPへの掲載等により保護者へ周知する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に校長による面接指導を実施する。

・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。 高ストレス判定者のうち希望者には医師による面接指導を実施する。

・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

・学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。（原則夏季休業中3日、冬季休業中2日）

5 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、八女市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会による校長面談の折にマネジメント等に関する学校経営評価を実施する。また、教育委員会が主催する学校総括安全衛生委員会、働き方改革委員会における協議内容や取り組みの好事例を校長会で周知する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

新年度予算の重点施策

学校教育課学務係

学校給食特色化事業

278,716千円

国・県補助金277,534千円

目的

八女市立小・中・義務教育学校における保護者の経済的負担を軽減するとともに、豊かな食材選びによって給食の質を向上させ、子どもたちの健やかな成長を図る

概要

▶ 事業概要

〇保護者負担2,000円→500円へ

※給食の質の維持および向上分として1,000円を充てるため、市と保護者で500円ずつ負担

	令和7年度 給食費月額	令和8年度 給食費月額	左記月額のうち給食の 質の維持及び向上分
小学校	4,300円※1 保護者2,000円	6,200円※2	1,000円 （市500円＋保護者500円）
中学校	5,000円※1 保護者2,000円	7,000円※2	1,000円 （市500円＋保護者500円）

※1　給食費月額20%を市から補助し、小学校5,160円、中学校6,000円相当の給食費を提供

※2　令和8年4月から給食費改訂

●多様な食材を用い質の向上・栄養バランスのとれた給食の提供を目指します

●食育を推進し、地域の文化や農業について学び、生産者や地元の現状にふれることで、食に対する理解や感謝の気持ち、八女への郷土愛を育みます

新年度予算の重点施策

子どもたちの記憶に残る学校給食日本一！

八女の恵み・ごちそうプロジェクト始動!! ～全ての子どもたちにおいしいの笑顔を～

毎日学校に行きたくなる「夢の給食」

八女の食材を最大限に活かした最高に美味しい献立やイベントで子どもたちのワクワクを創出します

「八女に生まれてよかった」～郷土愛の醸成～

お茶や郷土料理に込められた物語や生産者の想いを知り、故郷への誇りを育みます

自律を育む「体験型給食」

メニュー考案、野菜栽培などを通じ、子どもたちの自律心と自信を育みます

街の絆を支える「食のインフラ」

学校の枠を飛び出し、給食を食べる機会を通じて、多世代での共食など、街全体をひとつの大きな食堂として捉えます

日常の給食の食材を充実させた上で、以下の取り組みを行います。

【取組事例】

- 民間企業とのコラボ（セブン-イレブンジャパン・おにぎり太郎さんなど）
- 八女茶ペアリング
- 学校給食フェスティバル
- 子どもたちによる八女茶を使ったメニューコンテスト　など

八女市立花校区小中学校整備基本計画（概要版：抜粋）

資料４

はじめに

全国的な少子化の傾向と同様に、八女市立花校区小中学校においても児童生徒数の減少が見込まれており、将来に向けた学校のあり方の検討が必要となっています。

また、立花小学校および立花中学校については、校舎の老朽化が進んでいることに加え、立花中学校の敷地の一部が「土砂災害特別警戒区域」に指定されており、生徒の安全確保が喫緊の課題となっています。

このような中、八女市教育委員会では地域協議会の要望を踏まえ、「立花校区小・中学校あり方検討委員会」を設置しました。同委員会による調査・検討結果の報告を受け、義務教育学校の建設が必要であると判断いたしました。

今後は、本計画に基づき、義務教育学校建設事業を推進してまいります。

１．校舎の現状

＜校舎の主な建物概要＞

建物名称	建築年度	築年数	構造※	階層	延床面積
立花小学校（校舎）	昭和４６年	５５年	ＲＣ造	２階	3,553.00㎡
立花小学校（屋内運動場）	昭和４７年	５４年	ＲＣ造	１階	888.30㎡
立花中学校（校舎）	昭和５１年	５０年	ＲＣ造	３階	3,496.23㎡
立花中学校（特別教室棟）	昭和６１年	４０年	ＲＣ造	２階	343.73㎡
立花中学校（剣道場棟）	平成１２年	２６年	Ｓ造	１階	279.86㎡
立花中学校（屋内運動場）	昭和６１年	４０年	ＲＣ造	２階	937.91㎡

※ＲＣ造・・・鉄筋コンクリート造　　Ｓ造・・・鉄骨造

２．計画候補地の概要

（学校名）	（所在地）	（敷地面積）
八女市立立花小学校	八女市立花町谷川1058番地	21,210㎡
八女市立立花中学校	八女市立花町谷川859番地2	19,850㎡

※計画地の選定

立花中学校は、敷地の一部が「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。一方、立花小学校は敷地拡張の可能性があり、道路インフラ等の利便性も高いことから「児童生徒の安全を最優先しつつ、隣接地を確保することで、のびのびと学習・運動ができる環境」が整うと考えられる。

以上の点を総合的に考慮し、計画地は現立花小学校とする。

計画敷地面積　約39,910㎡　　【内訳】既存小学校敷地　約21,210㎡
教育エリア面積　約18,700㎡

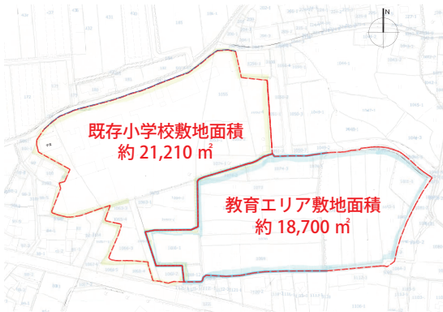

３．施設計画

（１）各室の利用形態

・既存小学校の改修工事（ＬＥＤ照明、トイレ、空調、外壁・防水工事等）を行い、可能な限り長期に使用し、増築工事中も仮設校舎を設置しない計画とします。

＜増築及び改修する各室の利用形態＞

普通教室	・前期課程（１～６年生）は既設教室を利用し、後期課程７（中１）～９（中３）年生は増築棟に新設します。
特別支援教室	・既設特別支援教室を利用し、増築棟に２室新設します。
トイレ	・既設トイレの和式は洋式に改修します。 ・新設トイレは生徒数を考慮した個室数を確保し、バリアフリー対応とします。
体育館	・義務教育学校開校後の建て替えを想定します。 ・当面は既設体育館と近隣の市立体育館または立花中学校体育館を利用します。 ・地域開放を想定した配置計画とします。
グラウンド	・南側の教育エリアにグラウンドを整備します。体育倉庫・屋外トイレもグラウンド整備に合わせて建替えます。 ・校舎増築期間及びグラウンド整備までの間は近隣の市立立花運動場または立花中学校グラウンドを利用します。 ・地域開放を想定した配置計画とします。

（２）建物構造の検討

・建物はＲＣ造とします。
・軽量鉄骨造はＲＣ造と比較して工期が早く建物コストは安価でありますが、計画地の一部が準防火地域であるため、２階建てかつ準耐火建築物で1,500㎡以下にする必要があります。そのため、既存校舎とは別建物にする必要があります。
・別建物扱いにするには１０ｍの隔離が必要であり、既存校舎と吹きさらしの廊下で接続することになり、給食の配膳に課題が想定されます。

４．配置・平面ゾーニング計画

（１）既存施設の継続利用方針

・校舎建設の工期を短くしてできるだけ早く開校するために、既存校舎は継続利用を行い、後期課程及び給食室の増築を行います。

（２）校舎建物面積

（㎡）

	１階	２階	延床面積	建築面積
既存校舎	1,806.00	1,747.00	3,553.00	1,806.00
増築校舎	1,893.10	1,480.00	3,373.10	1,893.10
計	3,699.10	3,227.00	6,926.10	3,699.10

５．敷地配置計画図

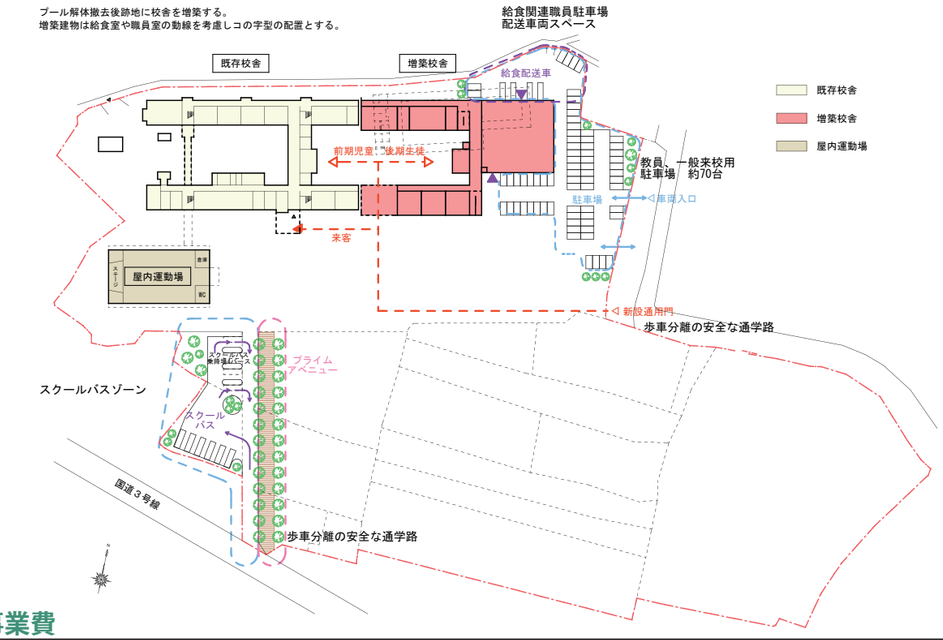

６．概算事業費

＜概算事業費の内訳＞

費目		費用		備考
建設工事関連費用	校舎増築工事費	約18.5億円	約28.1億円	床面積：約3,400㎡
	既存校舎改修工事費	約4.6億円		外壁・防水、照明設備、空調、トイレ改修工事など
	グラウンド等整備工事費（造成、外構工事費含む）	約4.5億円		造成面積：約19,600㎡
	解体工事費（プール）	約0.5億円		プール解体：約1,200㎡
その他関連費用	調査・設計管理費	約2.5億円	約4.9億円	アスベスト含有分析調査費、測量・地質調査費、基本・実施設計、工事監理費など
	土地購入費	約2.4億円		計画面積：約18,700㎡
計			約33億円	税込

※事業費は現時点での概算であり、今後の設計や物価変動等に応じて、適宜見直しを行う。

＜財源計画＞

財源	費用
国庫支出金	約11.75億円
過疎対策事業債	約20.70億円
公共施設整備基金繰入金	約0.50億円
一般財源	0.05億円
計	約33.00億円

※今後の情勢に応じて適宜見直しを行う。

７．事業スケジュール

八女市立花校区小中学校整備スケジュール（案）

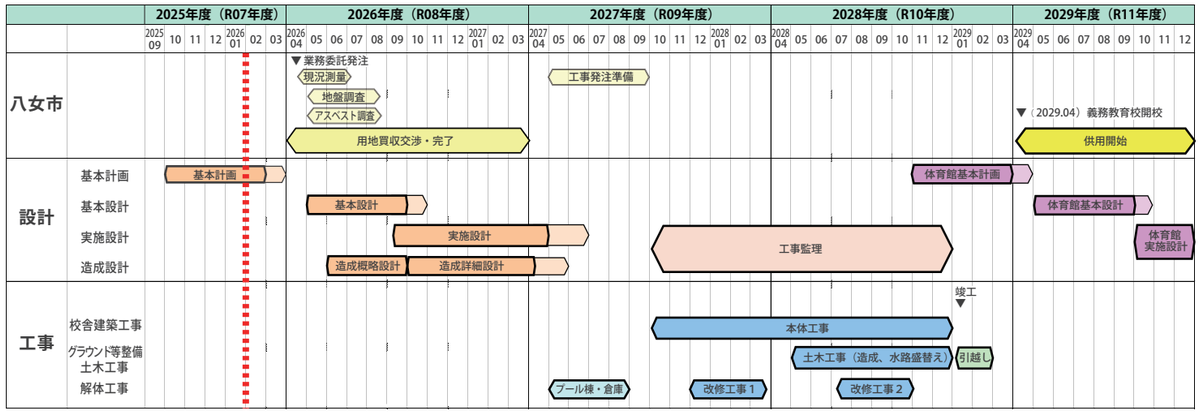

新年度予算の重点施策

学校教育課施設係
教育指導課教務係

学びの多様化学校事業（旧忠見小学校）

37,645千円

国補助金 1,792千円

目的

●不登校生徒数は年々増加傾向にあり、生徒一人一人に応じた多様な支援の保障をするため

●学習指導要領にとらわれない柔軟なカリキュラムを編成できる「学びの多様化学校分教室」を設置し、不登校状態の生徒本人の状況に応じた「学びの場」を保障し、将来の社会的自立や等しく学びの機会を得られることを目的とする

概要

▶ 事業概要

需用費（消耗品費等）、施設維持管理委託料、機械、機器使用料（ICT）、備品購入費

※みさき学園
みさき分教室（仮）

令和9年度見込み生徒数
7年生：5人、
8年生：5人、
9年生：5人、
計15人

通常の学校との違い

- 各学年の標準授業時数1,015時間を770時間に削減
- 年間455時間を削減するが、新設の教科として「アドベンチャー」「コミュニケーション」「マイセルフ」を新たに210時間を追加
- 通常の登校時間を避け、周りを気にせず安心して登下校できるように、午前2単位時間、午後2単位時間を基本に設定